

鳥取県林業事業体改善計画認定要領

制定	平成21年4月27日付第200900010606号 鳥取県農林水産部長通知
改正	平成23年5月31日付第201100031482号 鳥取県農林水産部長通知
改正	平成25年3月25日付第201200202965号 鳥取県農林水産部長通知
改正	平成26年5月22日付第201400035502号 鳥取県農林水産部長通知

第1 目的

本要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組もうとする事業主が作成する労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化、その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）の認定に関し、法、林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号。以下「施行令」という。）、林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について（平成8年5月24日付8林野組第120号・発職第141号農林水産事務次官・労働事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）及び林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について（平成8年5月24日付8林野組第121号、職発第370号・林野庁長官・労働省職業安定局長通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、改善計画の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）に重点的に支援措置を講ずることを目的とする。

第2 改善計画の策定

1 計画の種別

事業主はその所在状況の別により、次のとおり改善計画を策定するものとする。

- (1) 事業主が単独で行う改善計画（以下「単独改善計画」という。）
- (2) 事業主が他の事業主若しくは林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）と共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）

2 認定対象事業主

改善計画を策定することができる事業主は、県内に事業所を有するものであり、かつ次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。）の組織する団体
- (2) 造林業、育林業又は素材生産業を営む者
- (3) (2)に掲げる者の組織する団体
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、造林又は育林の事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人

3 計画期間

改善計画の実施期間は5年とする。

4 記載事項

改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 改善措置の目標
- (2) 改善措置の内容
- (3) 改善措置の実施時期
- (4) 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- (5) センターが法第13条第1項の規定に基づき林業労働者の募集に従事しようとする

る場合にあつては、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容

5 改善計画の策定に係る留意事項

- (1) 改善計画は、事業主の経営全体について策定するものとし、当該事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。従つて、その経営に係る事業所が複数所在する場合にあつても、同一の改善計画を策定することを原則とする。

また、経営に係る事業所が2都道府県以上にまたがって所在する場合には、当該事業所の所在するそれぞれの都道府県に対して提出するものとする。

ただし、林業以外の事業を併せ営む事業主にあつて、林業と林業以外の事業とにおいて、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、林業以外の事業を改善計画に記載する必要はなく、また林業以外の事業のみを行っている事業所については改善計画を作成する必要はない。

- (2) 事業主が共同改善計画を策定する場合には、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長又は森林・林業振興局長（以下「地方事務所等の長」という。）の認定を受けるものとする。

6 計画期間終了後の措置

計画期間を終了した後、事業主が引き続き改善計画を作成しようとする場合はこれを妨げない。

7 改善計画の策定に係る指導及び相談

改善計画の策定の係る指導及び助言に当たっては、事業主の事業所が所在する地域を管轄する地方事務所及びセンターが連携して行うものとする。

第3 改善計画の認定申請

1 改善計画の認定申請は、次のとおり行うものとする。

(1) 単独改善計画を作成する場合

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書（様式1）及び労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書（様式2。以下「単独改善計画書」という。）に所要の添付書類を添えて、事業所が所在する地域を管轄する地方事務所の長（以下「管轄地方事務所の長」という。）に申請するものとする。

(2) 共同改善計画を作成する場合

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書（様式3）、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書（様式4。以下「共同改善計画書」という。）及び単独改善計画書に所要の添付書類を添えて、管轄地方事務所の長に申請するものとする。

(3) 県の全域に係る改善計画

改善計画が県全域に係るものである場合は、森林・林業振興局長に申請するものとする。

2 提出部数

1に規定された申請書及び計画書等の提出部数は、それぞれ正本1通とする。

第4 改善計画の認定

- 1 地方事務所等の長は第3による申請があつた場合、その内容が法、施行令、施行通知、運用通知又は林業労働力の確保の促進に関する基本計画（平成9年3月10日付職安第1117号、林第519号鳥取県知事通知）に適合するか別表2から4までの

審査基準及び労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画概要及び審査基準（別表１）により審査を行い、その内容が適切であると認められるときは、当該改善計画の認定をするものとする。

- 2 地方事務所等の長は、1により改善計画を認定したときは、改善計画認定通知書（申請者用）（様式５）により申請者に通知するとともに、改善計画認定通知書（関係機関用）（様式６）によりセンター及び事業所が所在する地域を管轄する森林管理署経由で森林管理局（以下「関係機関」という。）に通知するものとする。

なお、地方事務所等の長と森林・林業振興局長とは互いに改善計画を認定した旨を通知するものとする。

第５ 改善計画の変更

- 1 第４の１により認定を受けた改善計画について、次に掲げる事項の変更をしようとするときは改善計画変更認定申請書（様式７）により、地方事務所等の長の認定を受けなければならない。なお、その他の軽微な計画変更については、改善計画変更届出書（様式８）の受理をもって変更の認定に代えるものとする。その他申請に係る事務の取り扱いについては、第３又は、第４の規定を準用するものとする。

（１）改善措置の目標を変更する場合（ただし、事業規模の拡大及び労働生産性の向上に係る改善措置の当該事業年度（会計処理上、暦年を採用している事業主の場合にあっては、暦年とする。以下この項において同じ。）の改善措置の計画量に対する３割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減については、この限りではない。）

（２）改善措置の項目を追加する又は廃止する場合

（３）共同改善計画に参加する事業主の数が増加する又は減少する場合

（４）改善計画の実施期間を変更する場合

（５）改善措置の実施時期を変更する場合（ただし、事業年度を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）

（６）改善措置の実施に係る資金計画について、単独改善計画書、共同改善計画書の各内訳ごとの設備投資額がおおむね３割を超えて変更する場合

- 2 地方事務所等の長は、改善計画の変更を認定したときは、改善計画変更認定通知書（申請者用）（様式９）により申請者に通知するとともに改善計画変更認定通知書（関係機関用）（様式１０）により関係機関に通知するものとする。

第６ 改善計画の認定の取消し

- 1 地方事務所等の長は、認定計画の実施に遅滞があると認められる場合には、認定事業主等に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。

- 2 地方事務所等の長は、認定計画の実施に著しい支障が生じて、当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が法及び施行通知の記の第４の１の（２）の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該改善計画の認定を取り消すことができるものとする。

- 3 1及び2に規定するもののほかその他認定取り消しに係る事務の取り扱いについては、運用通知の記の第３を準用するものとする。なお、この場合、当該事業主に対しては、改善計画認定取消通知書（事業主用）（様式１１）より、関係機関に対しては、改善計画認定取消通知書（関係機関用）（様式１２）により通知するものとする。

第７ 改善措置の実施状況等報告

- 1 地方事務所等の長は、認定事業主等に対し、毎事業年度の改善措置の実施状況について、改善措置実施状況報告（様式１３）により、当該報告に係る事業年度の終了後３月を超えない日までにセンターに報告するよう、センターを通じて指導するものとする。

- 2 地方事務所等の長は、事業主に対し、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置の実施結果について、改善措置実施結果報告（様式14）により、センターに報告するよう、センターを通じ指導するものとする。
- 3 センターは、「改善措置実施結果報告」及び「改善措置実施状況報告」を地方事務所等の長に報告するものとする。

特に「改善措置実施状況報告」は、地方事務所等の長が認定計画の実施に遅滞があるかどうかを把握し、当該認定計画に係る改善措置の的確な実施が行われるよう指導及び助言を行うために必要な資料であることを周知するものとする。

第8 改善計画の実施における支援・指導・助言

地方事務所等の長及びセンターの長は、改善計画の実施に当たり必要に応じて支援・指導・助言を行うものとする。

第9 その他

この要領の定めるもののほか、改善計画の認定等に関し必要な事項については、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成21年4月27日から施行、平成21年度から適用する。

（通知の廃止）

- 2 林業労働力の確保の促進に関する法律に係る改善計画の事務処理について（平成9年9月10日付林第338号農林水産部長通知。以下「廃止通知」という。）は廃止する。

（経過措置）

- 3 本要領施行前に、廃止通知により認定された改善計画については、本要領により認定されたものとみなす。

附則

- 1 この要領は、平成23年5月31日から施行、施行日から適用する。

- 2 この要領は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

- 3 この要領は、平成26年5月22日から施行し、平成26年度事業から適用する。

様式 1

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画認定申請書

平成 年 月 日

〇〇地方事務所の長 様

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名の
いずれかにより記入すること)

- 1 営業内容 素材生産業、造林業、製材業、木材流通業、土木建築業、造園業、その他 ()
- 2 営業組織 株式会社、有限会社、その他会社、森林組合、協同組合、その他法人、個人、その他 ()
郵便番号
電話番号
木材業者登録番号
設立年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 設立
営業年数 年
資本金 (出資金) 円
事業所の名称及び所在地
- 3 登記事項証明書又は住民票 (別添のとおり)
- 4 納税証明書 (別添のとおり)
- 5 改善計画 (別紙のとおり)
- 6 改善計画の対象となる事業所の名称及び住所
- 7 本都道府県以外に営業区域に含まれる都道府県

様式 2

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書

1 改善計画の対象となる事業所

名 称	住 所

2 事業主の雇用管理及び事業の現状

(1) 事業主の労働力の需給の動向

(記載要領)

事業主の最近の労働力需給の状況について記載すること。

(2) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤) 名 (非常勤) 名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇 用 実 績		
	林業現場作業職員	事務系等職員	計
常 用 (うち通年)	()	()	()
臨時・季節			
その他			
合 計			

(記載要領)

- 雇用実績には、計画の認定を受けようとする年の前年の雇用実績を記載すること。
- 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者(法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。)の数を記載すること。
- 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいい、うち通年には、雇用

契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。

5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1か月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(3) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚 生 年 金 保 険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。

- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。
- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(エ) 無災害の達成状況

区 分	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種
厚生労働省労働基準局長による無災害記録証	()	()	()	()	()

(記載要領)

- 1 該当する欄に○印を記載し、()内に直近の無災害記録の起算日を記載すること。
- 2 無災害記録証の写しを添付すること。

イ 事業主の雇用管理の現状

--

(記載要領)

- 1 林業労働者の雇用の現状、労働時間、職場環境、募集・採用その他の雇用管理の現状について、3の改善措置を行うこととした理由が分かるように記載すること。
- 2 就業規則を制定している場合には、それを添付すること。

(4) 事業内容

ア 事業実績

事業期間 (年 月 日から 年 月 日)

区 分		事 業 量	売 上 高 (単位：百万円)
林	素 材 生 産 業	主 伐	m ³ (m ³)
		間 伐	m ³ (m ³)
		計	m ³ (m ³)
業	造 林 業	植 付	ha (ha)
		下 刈 り	()
		そ の 他	()
		計	()
	上記以外の林業		()
	林業関連その他		()
合 計		—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、() 書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分		事 業 区 域		備 考
林業	素材生産業	県	市(町、村)	
	造林業	県	市(町、村)	
	上記以外の林業	県	市(町、村)	
林業関連その他		県	市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アと同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間 (年 月 日から 年 月 日)

区 分			雇 用 量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m ³ /人日, ha/人日)	
林業	素材生産業	主 伐			
		間 伐			
		計			
	造林業	植 付			
		下 刈 り			
		そ の 他	()		
			()		
			()		
	計				
	上記以外の林業				
林業関連その他					
合 計				—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、計画の認定を受けようとする年の前年とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。
- 3 区分は、アに同じ。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、計画の認定を受けようとする年の前年の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
合 計		

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、技術士、林業技士、技能士、その他の区分を記載すること。
 - ア フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
 - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
 - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
 - エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。

オ 林業技士とは、(社)日本林業技術協会の認定する林業技術士とする。

カ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)とする。

キ その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)とする。

2 人数には計画の認定を受けようとする年の前年の現有人数を記載すること。

カ 組織化の取組状況

年 月	実 施 内 容

(記載要領) 合併、事業の協業化等を実施した場合には、記載すること。

キ 資本及び負債等

(ア) 財務諸表

計画の認定を受けようとする最近3か年の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

(イ) 資金調達方法

区 分	金 額	備 考 (適用事業)
自己資金		
借入金	市中資金	
	制度資金	
その他資金		

(記載要領) 制度資金にあつては、適用資金別、適用事業所別に記載すること。

3 改善措置の目標、内容、実施時期

(1) 改善措置の基本方針

実施期間 (年 月 日から 年 月 日)	
雇用管理の改善の取組の方針	
事業の合理化の取組の方針	

(2) 改善措置の実施項目

雇用管理の改善		事業の合理化	
雇用の安定化		事業量の安定的確保	
労働条件の改善		生産性の向上	
募集・採用の改善		林業労働者のキャリア形成支援	
教育訓練の充実			

高年齢労働者の活躍の促進		その他の事業の合理化	
その他の雇用管理の改善 ()		()	
()		()	

(記載要領)

- 1 実施する改善措置の項目に○印を記入すること。
- 2 ただし、募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せ行うものとする。

(3) 改善措置の目標、内容、実施時期

ア 役員及び組織

(ア) 役員数 (常勤 名) (非常勤 名)

(イ) 職員数

区 分		採 用 計 画					目 標 年 次 の 職 員 数
		1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	5 年 次	
林 業 現 場 作 業 職 員	常 用 (うち通年)						
	臨 時 ・ 季 節						
	そ の 他						
合 計							

(記載要領)

- 1 林業現場作業職員の雇用期間の区分は、2の(2)のアの(イ)の区分に同じ。
- 2 採用計画の欄には、当該年次の採用予定数を記載すること。
- 3 目標年次の職員数の欄には、2の(2)のアの(イ)の林業現場作業職員数に採用予定者数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(ウ) 組織

区 分	内 容	実施時期
1 経営形態		
2 資本金		
3 組織化		

(記載要領)

- 1 経営形態の変更、資本金（出資金）の増資、組織化等を実施しようとする場合には記載すること。
- 2 資本金（出資金）を増資する場合には、増資する額及び資金調達方法について記載すること。
- 3 組織化には、合併、事業の共同化その他について記載すること。

イ 雇用管理

(7) 雇用の安定化

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(イ) 労働条件の改善

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(ウ) 募集・採用の改善

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(エ) 教育訓練の充実

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(オ) 高年齢労働者の活躍の促進

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

(カ) その他の雇用管理の改善

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

ウ 事業の合理化

(7) 事業量の安定的確保

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

a 事業の種類及び事業区域

区分	事業拡大の目標及び内容	事業区域	実施時期
素材生産業			
造林業			
上記以外の林業			

(記載要領)

- 1 区分は、2の(4)のアの区分に同じ。
- 2 事業拡大の目標については、具体的に記載すること。
- 3 事業区域は、2の(4)のイの区分に同じ。

b 事業量

区 分		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	目標年次 (5 年次)
素材 生 産 業	主 伐	m ³				
	間 伐					
	計					
造 林 業	植 付	ha	ha	ha	ha	ha
	下刈り					
	そ の 他	()				
	()					
	()					
上記以外の林業						

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

c 雇用量

区 分		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	目標年次 (5 年次)
素材 生 産 業	主 伐					
	間 伐					
	計					
造 林 業	植 付					
	下 刈 り					
	そ の 他	()				
	()					
	()					
	計					
上記以外の林業						

(記載要領)

区分は、2の(4)のアの区分に同じ。

(イ) 生産性の向上

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

a 労働生産性

区分		1年次	2年次	3年次	4年次	目標年次 (5年次)
素材 生産 産業	主伐	m ³ /人日				
	間伐					
造林 業	植付	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日	ha/人日
	下刈り					
	その 他	()				
	()					
	()					
上記以外の林業						

(記載要領)

労働生産性は、原則として事業量を雇用量で除した数値とする。

b 資本装備 (機械保有台数)

機種	整備計画					目標年次の 保有台数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	

(記載要領)

1 整備計画の欄には、当該年次の整備予定台数を記載することとし、1年を超える契約のリース機械及びレンタル機械を含めること。ただし、レンタル機械は()書外数とすること。

2 目標年次の保有台数の欄には、2の(4)のエの現在保有している台数に整備予定台数を加え、廃棄見込み等の台数を減じた台数を記載すること。

(ウ) 林業労働者のキャリア形成支援

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

a 技術者・技能者数

資格等の区分	技術者・技能者養成計画					目標年次の要員数
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
計						

(記載要領)

- 1 資格等の区分は、2の(4)のオの区分に同じ。
- 2 技術者・技能者養成計画の欄には、当該年次の養成予定者数を記載すること。
- 3 目標年次の要員数の欄には、2の(4)のオの現在資格等を有している人数に養成人数を加え、退職見込み者等の人数を減じた人数を記載すること。

(エ) その他の事業の合理化

改善措置の目標			
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法	
1年次			
2年次			
3年次			
4年次			
5年次			

4 改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

ア 雇用管理の改善

区 分	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	適 要
雇用の安定化		千円			
労働条件の改善					
募集・採用の改善					
教育訓練の充実					
高年齢労働者の活躍の促進					
その他の雇用管理の改善					
合 計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金（資金名を併記）その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を（ ）書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

イ 資本装備等

区 分	資金種類	金 額	償還条件等	実施時期	適 要
事業量の安定的確保		千円			
生産性の向上					
林業労働者のキャリア形成支援					
その他の事業の合理化					
合 計					

(記載要領)

- 1 資金種類には、自己資金、市中資金、制度資金、その他の区分を記載すること。
- 2 補助金等の助成措置がある場合には、金額の欄に補助金等に相当する額を（ ）書外数として記載すること。
- 3 摘要欄には、資金名等を記載すること。

様式 3

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画認定申請書

平成 年 月 日

〇〇地方事務所の長 様

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

代表者の所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

1 構成員 (別紙のとおり)

2 改善計画 (別紙のとおり)

(構成員の個別の改善計画についても添付のこと)

様式 4

労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書

1 計画策定事業主の概要

事業主名	所在地	代表者	事業内容	木材業者 登録番号	資本金	従業員数
支援センター						

2 事業策定事業主の労働力の需給の動向

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

3 計画策定事業主の雇用管理及び事業の現状

<p>1 雇用管理の現状</p> <p>2 事業の現状</p>
--

(記載要領)

雇用の安定化、労働条件の改善、募集・採用の改善、教育訓練の充実、高年齢労働者の活躍の促進その他の雇用管理の現状及び事業量の安定的確保、生産性の向上、林業労働者のキャリア形成支援その他の事業の現状について、共同して4の(2)の改善事業に取り組むこととした理由が分かるように記載すること。

4 共同の改善措置の計画

(1) 共同改善計画の実施期間

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

(記載要領)

共同改善計画の実施期間を記載すること。なお、実施期間は、5年間(終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで)以内とする。

(2) 共同改善措置の項目とそれに参加する事業主

ア 雇用管理の改善

項目	実施の有無(○ 又は×)	参加事業主数
雇用の安定化		人
労働条件の改善		人
募集・採用の改善		人
教育訓練の充実		人
高年齢労働者の活躍の促進		人
その他の雇用管理の改善		人

(記載要領)

募集・採用の改善措置については、他の雇用管理の改善措置と併せて取り組むこと。

イ 事業の合理化

項目	実施の有無(○ 又は×)	参加事業主数
事業量の安定的確保		人
生産性の向上		人
林業労働者のキャリア形成 支援		人
その他の事業の合理化		人

(3) 共同改善措置の目標、実施時期、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

ア 雇用管理

(雇用の安定化、労働条件の改善、募集・採用の改善、教育訓練の充実、高年齢労働者の活躍の促進その他の雇用管理の改善)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領) 改善措置の項目ごとに別様とすること。

イ 事業の合理化

(事業量の安定的確保、生産性の向上、林業労働者のキャリア形成支援、その他の事業の合理化)

改善措置の目標		
年次	改善措置の内容	改善措置の実施方法
1年次		
2年次		
3年次		
4年次		
5年次		

(記載要領) 改善措置の項目ごとに別様とすること。

ウ 資金調達方法

年次	項目	調達方法				備考
		自己資金	制度資金	市中資金	補助金	
1年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
2年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
3年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
4年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					
5年次	雇用管理の改善					
	事業の合理化					
	合計					

5 センターが事業主の委託を受けて労働者の募集を行う場合の当該募集の従事者及び内容

(1) 募集従事者

氏名	
役職	

(記載要領) センター職員のうち、募集業務に従事する者を記載すること。

(2) 募集内容

賃金	
労働時間及び休日	
その他の募集内容	

(記載要領) 共同改善計画の構成員の平均的な募集内容を記載すること。

6 その他

共同改善措置の実施体制図

様式 5

改善計画認定通知書（申請者用）

平成 年 月 日

様

〇〇地方事務所の長

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

平成 年 月 日付けで申請のあった改善計画について、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定します。

様式 6

改善計画認定通知書（関係機関用）

平成 年 月 日

様

〇〇地方事務所の長

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

平成 年 月 日付で から申請のあった改善計画について、別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により認定したので通知します。

改善計画変更認定申請書

平成 年 月 日

〇〇地方事務所の長 様
※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

所在地
名称
代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

平成 年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更事項の内容 (別添のとおり)
- 2 変更の理由

(添付資料)

- (1) 変更後の内容を記載した様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画書」(共同改善計画の認定事業主にあつては様式4「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての共同計画書」及び様式2「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置に措置についての計画書」)
- (2) 様式14「改善措置実施状況報告」(ただし、既に提出したものを除きます。)
- (3) 認定事業主の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の事業状況及び事業用資産の概要を記載した書類。ただし、既に提出したものは除きます。)

改善計画変更届出書

平成 年 月 日

〇〇地方事務所の長 様

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

所在地

名称

代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

平成 年 月 日付けで認定を受けた改善計画について、下記のとおり変更したいので、林業労働力の確保の促進に関する法律第 6 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 変更事項の内容 (別添のとおり)

2 変更の理由

様式 9

改善計画変更認定通知書（申請者用）

平成 年 月 日

様

〇〇地方事務所の長

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

平成 年 月 日付けで申請のあった改善計画の変更について、林業労働力の確保の促進に関する法律第6条第3項の規定により認定します。

様式 1 0

改善計画変更認定通知書（関係機関用）

平成 年 月 日

様

〇〇地方事務所の長

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

平成 年 月 日付で から申請のあった改善計画の変更について、
別添写しの通り林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 3 項の規定により認定したの
で通知します。

改善計画認定取消通知書（事業主用）

平成 年 月 日

様

〇〇地方事務所の長

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

平成 年 月 日付けで認定をした貴殿の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、林業労働力の確保に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

【総合事務所長が取消処分を行う場合】

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、〇〇裁判所（※処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所）に提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

【森林・林業総室が取消処分を行う場合】

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として（訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、〇〇裁判所（※処分をした行政庁の所在地を管轄する裁判所）に提起することができます。なお、処分があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

ただし、処分があることを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求した場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

取消の理由

※認定計画の実施に著しい支障が生じ、計画の実施見込が無くなった又は認定基準を満たさなくなった等の具体的な理由を記載すること。
(例) 事業主の死亡により廃業になったため。

以上

改善計画認定取消通知書（関係機関用）

平成 年 月 日

様

〇〇地方事務所の長

※県の全域に係るものについては森林・林業振興局長

平成 年 月 日付けで認定をした の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、別添写しのとおり林業労働力の確保に関する法律第6条第2項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

取消の理由

以上

改善措置実施状況報告

平成 年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施状況（年次）を報告します。

平成 年 月 日

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団理事長 様
 （林業労働力確保支援センター）

所在地
 名称
 代表者氏名

印

（代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること）

1 実施した改善措置の内容

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容	改善措置の実施上の問題点及び今後の対応方針
雇用管理の改善	雇用の安定化		
	労働条件の改善		
	募集・採用の改善		
	教育訓練の充実		
	高年齢労働者の活躍の促進		
	その他の雇用管理の改善 () ()		
事業の合理化	事業量の安定的確保		
	生産性の向上		
	林業労働者のキャリア形成支援		
	その他の事業の合理化 () ()		

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 改善措置の実施上の問題点には、改善計画において記載した改善措置の内容が計画どおりに取り組めなかった理由等を記載すること。
- 3 認定計画の実施期間の最終年次は、「改善措置実施結果報告」と併せて報告すること。

2 事業主の雇用管理及び事業の現状 (年次)

(1) 組織

ア 役職員数

(ア) 役員数

(常勤)

名

(非常勤)

名

(イ) 職員数 (雇用形態別)

雇用形態	雇用実績			うち採用者数
	林業現場 作業職員	事務系等職員	計	
常用 (うち通年)	()	()	()	
臨時・季節				
その他				
合計				

(記載要領)

- 1 雇用実績には、当該報告に係る事業年度の雇用実績を記載すること。
また、うち採用者数には、当該報告に係る事業年度において新たに採用した者の人数を記載すること。
- 2 林業現場作業職員には、造林、保育、伐採その他の森林の施業に従事する者（法第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）の数を記載すること。
- 3 事務系等職員には、事務系職員のほか林業現場作業職員でない職員の数を含めて記載すること。
- 4 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいい、うち通年には、雇用契約において雇用期間の定めがない労働者数を記載すること。
- 5 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用契約期間が定められている仕事をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、

又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない。）を定めて就労するものをいう。

6 その他とは、常用、臨時・季節に該当しないもので、雇用契約において1ヶ月未満の雇用契約期間を定めて就労するものをいう。

(2) 雇用管理

ア 雇用管理体制

(ア) 雇用管理者の選任

事業所名	選任の有無	雇用管理者の役職、氏名

(記載要領)

事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。

(イ) 雇用に関する文書の交付

事業所名	交付の有無	文書の内容 (別 添)

(記載要領)

- 1 事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分をさし、労働基準法の事業場をいう。
- 2 交付している文書の様式を添付すること。

(ウ) 社会・労働保険等への加入状況

保険等の種類	被保険者数 (被共済者数)	備 考
労 災 保 険	人	
雇 用 保 険	人	
健 康 保 険	人	
厚生年金保険	人	
林業退職金共済等	人	

(記載要領)

- 1 労災保険被保険者数には労働者数を記載すること。
- 2 雇用保険被保険者数には一般被保険者数を記載すること。
- 3 林業退職金共済等には中小企業退職金共済のほか自社の退職金制度を含めて記載すること。

- 4 備考には、労災保険の保険料率、事業の種類、メリット制適用の有無を記載すること。
- 5 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類を添付すること。

(3) 事業内容

ア 事業実績

事業期間（ 年 月 日から 年 月 日）

区分		事業量	売上高 (単位：百万円)
林業	素材生産業	主伐	m ³ (m ³)
		間伐	m ³ (m ³)
		計	m ³ (m ³)
	造林業	植付	ha (ha)
		下刈り	ha (ha)
		そ	()
		の	()
		他	()
		計	()
	上記以外の林業		()
林業関連その他		()	
合計		—	

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 事業量には、自社山林に係るもののほか、請負、立木購入を含めて記載することとし、うち国有林野事業に係るものについては、() 書内数として明記すること。
- 3 素材生産業の事業量は素材材積換算とすること。
- 4 造林業のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
- 5 上記以外の林業には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等の林業について記載すること。
- 6 林業関連その他には、特用林産物の生産、木材木製品製造業、土木業のうち治山、林道の施工、緑化・造園業、森林レクリエーションその他を記載すること。

イ 事業区域

区 分		事 業 区 域	備 考
林業	素材生産業	県 市(町、村)	
	造林業	県 市(町、村)	
	上記以外の林業	県 市(町、村)	
林業関連その他		県 市(町、村)	

(記載要領)

- 1 区分は、アに同じ。
- 2 事業区域には、主な事業実施区域を記載すること。
- 3 流域又は県域を越えて事業を実施する場合にあっては、その旨を備考欄に明記すること。

ウ 雇用量及び労働生産性

事業期間 (年 月 日から 年 月 日)

区分			雇用量 (単位：人日)	労働生産性 (単位：m ³ /人日、 ha/人日)
林業	素材生産業	主 伐		
		間 伐		
		計		
	造林業	植 付		
		下 刈 り		
		そ ()		
		の ()		
		他 ()		
	計			
	上記以外の林業			
林業関連その他				
合 計				—

(記載要領)

- 1 事業期間は、当該報告に係る事業年度とすること。
- 2 雇用量は、直接作業に携わった者の延べ労働日数を記載し、労働生産性は事業量を雇用量で除した数値を記載すること。
- 3 区分は、アに同じ。

エ 資本装備

林業機械保有台数

機 種	台 数	稼働日数	備 考
合 計			

(記載要領)

- 1 台数及び稼働日数には、当該報告に係る事業年度の保有台数及び稼働日数を記載すること。
- 2 保有台数には1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については()書外数とすること。

オ 技術者・技能者数

資格等の区分	人 数	備 考
	()	
	()	
合 計	()	

(記載要領)

- 1 資格等の区分には、フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）、森林作業道作設オペレーター、森林施業プランナー、技術士、技能士、林業技士、その他の区分を記載すること。
 - ア フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者とする。
 - イ 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者とする。
 - ウ 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者とする。
 - エ 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）とする。
 - オ 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）とする。

カ 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士とする。

キ その他とは、林野庁森林技術総合研修所で行う森林・林業技術研修の修了者、都道府県知事が認定する基幹林業作業士(グリーンマイスター)、林業技能作業士(グリーンワーカー)その他林業作業士のほか、有資格者業務に係る資格を有する者(雇用管理の改善に係る資格者を除く。)とする。

2 人数には、当該報告に係る事業年度の現有人数を記載し、当該事業年度に新たに養成した人数を()書内数として明記すること。

改善措置実施結果報告

平成 年 月 日付けで認定を受けた「労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画」に基づく改善措置の実施結果を報告します。

平成 年 月 日

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団理事長 様
 (林業労働力確保支援センター)

所在地
 名称
 代表者氏名

印

(代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記入すること)

改善措置の実施項目		実施した改善措置の内容
雇用管理の改善	雇用の安定化	
	労働条件の改善	
	募集・採用の改善	
	教育訓練の充実	
	高年齢労働者の活躍の促進	
その他の雇用管理の改善	()	
	()	
事業の合理化	事業量の安定的確保	
	生産性の向上	
	林業労働者のキャリア形成支援	
	その他の事業の合理化	
	()	
	()	

(記載要領)

- 1 改善計画において実施することとしていた改善措置の項目について具体的に記載すること。
- 2 認定計画の実施期間中に取り組んだ全ての改善措置の内容について記載すること。